

佐伯市新型インフルエンザ等対策行動計画（概要版）

1 計画の趣旨

- ・ 新型インフルエンザ等の新たな感染症危機発生時に住民の生命と健康を守り、生活・経済への影響を最小限に抑えるため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき平時から体制や対応方針を定めた計画。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の対応の課題や関係法令の改正等を踏まえ、政府行動計画及び県行動計画に基づき改定。

2 計画の位置付け

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に規定される市行動計画として策定
- ・ 政府行動計画及び県行動計画等との整合を図る

3 計画の構成

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画

- 第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等（平時からの備えと発生・まん延時の措置）
- 第2章 市行動計画の作成と感染症危機対応（政府、県行動計画の改定との整合性等）

第2部 新型インフルエンザ等対策実施に関する基本的な方針

- 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等（市民の生命、健康の保護、市民生活および市民経済に及ぼす影響の最小化等）

《有事のシナリオの考え方》

準備期	発生前の段階（平時）	新型インフルエンザ等の発生前（平時）に、予防や事前準備
初動期	海外発生～国内発生初期	新型インフルエンザ等の可能性がある感染症を探知して以降、国が発生を公表し、特措法に基づく市対策本部を設置するなど、初動対応にあたる期間
対応期	県内発生早期～終息	国の基本的対処方針等に基づく対策を講じ、特措法によらない基本的感染対策に移行するまでの期間

- 第2章 新型インフルエンザ等対策項目（対策ごとの基本理念と目標）
- 第3章 市行動計画における実効性を確保するための取組等（日頃から備えと意識、訓練の実施に取組、定期的な市行動計画の見直し等）

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

- ・ 新型コロナウイルス感染症対応の課題等を踏まえ、**対応項目を従来の6項目を7項目に拡充**
- ・ 実施体制の整備、関係機関との役割分担の整理・連携体制の構築、ワクチンの接種体制の整備など**準備期（平時）の取組を具体化**

「市民の生命及び健康の保護」「市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化」
の実現に向け、各項目の取組を一連の対策として実施

対策項目	概要	準備期	初動期	対応期
①実施体制	準	市行動計画等の作成や体制の整備・強化、実践的な訓練の実施、国及び県等の連携の強化		
	初	新型インフルエンザ等が確認された場合の措置、必要な予算の確保		
	対	実施体制の在り方、職員の派遣・応援への対応、必要な財政上の措置緊急事態措置に関する総合調整、市対策本部の廃止		
②情報提供・共有・リスクコミュニケーション	準	発生前における市民等への情報提供、県と市の間における感染状況等の情報提供・共有、偏見・差別や偽・誤情報等に関する啓発、双方向のコミュニケーションの体制整備や推進		
	初	迅速かつ一体的な情報提供・共有（高齢者・こども・外国人・障がい者等含む）、偏見・差別や偽・誤情報等に関する啓発、双方向のコミュニケーションの実施		
	対	科学的知見等に基づく情報提供・共有、迅速かつ一体的な情報提供・共有（高齢者・こども・外国人・障がい者等含む）、偏見・差別や偽・誤情報等に関する啓発、双方向のコミュニケーションの実施		
③まん延防止	準	発生時の対応強化に向けた理解や準備の促進等		
	初	国内でのまん延防止対策の準備		
	対	国内でのまん延防止対策への協力		
④ワクチン	準	ワクチン接種に必要な資材、ワクチンの供給体制・接種体制の構築、特定接種、住民接種、情報共有・住民への対応、市における対応、健康増進課以外の分野との連携、DX推進		
	初	接種体制、接種体制の構築、特定接種・住民接種、接種会場と医療従事者の確保		
	対	ワクチンや必要な資材の供給、接種体制、健康被害救済、情報提供、共有、特定接種・住民接種に係る対応		
⑤保健	準	研修・訓練を通じた人材育成及び連携体制の構築、県及び保健所との連携体制の構築		
	初	市民への情報提供・共有と分析、必要に応じて協議内容の見直し		
	対	感染状況に関する情報提供、健康観察、日常生活への支援		
⑥物資	準	感染症対策物資等の備蓄等		
	初	円滑な供給に向けた準備		
	対	感染症対策物資等の備蓄状況の確認・配布		
⑦市民の生活・経済の安定確保	準	情報共有体制の整備、支援実施に係る仕組みの整備、物資及び資材の備蓄、生活支援を要する者への支援の準備、火葬体制の構築		
	初	遺体の火葬・安置		
	対	市民の生活の安定の確保を対象とした対応、心身への影響に関する施策、市民支援を要する者への支援教育及び学びの継続に関する支援、生活関連物資等の価格の安定等、埋葬の特例、社会経済活動の安定の確保を対象とした対応		